

河川整備計画についての考え方：第76回委員会（4月9日）での議論のために

平成20年4月8日

竇 馨

河川整備基本方針に基づき、今後20～30年の河川整備基本計画を考えるという枠組みにおいて、何をすべきか、という観点で言えば、概ね原案の方向で良い。

その理由は、以下のようである。

- (ア) 「上下流バランス」という考え方のもとに、下流の安全度を下げることなく、まず当面の目標である戦後最大洪水に対して上中流部の安全度が確実に高まる。
- (イ) 『過去と未来の調和』（別紙【四つの調和】参照のこと）を図り、用地買収・地域住民との合意形成等が済んでいる継続中の事業が比較的短期に完了できる。
- (ウ) 特にダム事業は、その位置から下流にわたって、その容量の範囲内で効果を発揮する。河川の流水を貯留するのであるから、ダム下流に合流河川がある場合はピークをずらせ、極大なピーク流量を低減することができる。また、治水のみならず利水や異常流況対策（地球温暖化による適応策として位置づけることも可能であろう）にも効果を発揮する。
- (エ) 河川環境の保全と整備のための施策を行うことにしている。

なお、ダムなしで越水対策を主眼とする堤防を中心として整備計画を進める場合は次ページのような問題点があるので、堤防強化、ダム、高規格堤防（スーパー堤防）、ミニスーパー的な堤防（通常の堤防よりは高品位の越水対策堤防）を組み合わせる。すなわち、次のような整備を並行して行うと良いと考える。

- (1) 堤防の強度が弱い河川区間について直ちに堤防強化を行う。
- (2) 特に重要な（人口・資産が川沿いに集中する）箇所については、スーパー堤防、ミニスーパー的な堤防を築造する。
- (3) ダム事業は、事業継続中のものを推進し、早期に着工・完成する。[新たにダム事業は作らないことは、これまでの淀川水系流域委員会の議論の通り。]
- (4) 河道改修などが必要な部分は、直ちに着工する。
- (5) 上記(1)～(4)のいずれにおいても種々の河川環境影響があるので、それに配慮し適切な措置を講ずる。

これらが完成後、次期の流域整備計画を策定し、河川整備基本方針の達成に向けてさらに安全度を高め、高規格堤防、ミニスーパー的な堤防の築造を推進する。

河川整備基本方針がほぼ完了した時点で、超過洪水に対する施設防災対策（水工構造物によ

る対策)を本格化させ、全河川区間におけるミニスーパー的な堤防の築造を推進する。これにより、「あらゆる洪水に対応する」水工構造物による対策の完成を図る。

なお、直ちに「あらゆる洪水に対応する」ためには、水工構造物以外の方策として、水防法、土砂災害防止法、特定都市河川浸水被害対策法、災害対策基本法などに基づき、流域における対応を推進しなければならないことは言うまでもない。

(注) 上記の考え方を推進するに当たって注意しなければならないことは、河川法に高規格堤防に関する規定はあるが、「ミニスーパー的な堤防」については規定がないことである。すなわち、法的にこれを実施できるかどうかの確認が必要である。「耐越水堤防(あるいは、ミニスーパー的な堤防)」が規格以上(高規格)とみなされないような措置(あるいは解釈)が必要である。河川管理者がこれまで、「耐越水堤防」について消極的であったのは、このことが一つの原因であるかも知れないと愚考する。

**【ダムなしでミニスーパー的な堤防を中心として整備計画を進める場合の問題点】**

- (A) 河川整備基本方針の計画規模を超える整備となる [オーバースペック]。
- (B) 『過去と未来の調和』(別紙【四つの調和】参照のこと)が図れない [事業を中断・放棄することによる、河川管理者の信頼失墜、地元住民の悲劇、既投資分の損失化]。
- (C) 耐越水堤防(ミニスーパー的な堤防)の対象区間全域にわたる整備に時間がかかる。
- (D) 耐越水堤防(ミニスーパー的な堤防)と言えども破堤はする(通常の強度をもつ堤防でも破堤しないこともある)ので、万能とは言えない。
- (E) 貯留効果は皆無なので、合流河川の場合、高い流量・水位の洪水が同時生起する場合に無力である(洪水制御ができない)。中上流で氾濫させて貯留効果を発揮しようとする場合、氾濫域の設定(広さと場所の決定)が難しい、もしくは時間がかかる。

ダムなしの利点は、ダムによる環境影響がないことであり、これと上記の(A)～(E)の問題点とを比較検討することになる。

**【さらなる考察】**

河川整備基本方針を反故にするならば、直ちに全河川区間における耐越水堤防(ミニスーパー的な堤防)の築造を推進する可能性は出てくる。しかしながら、河川整備基本方針を変更するには相当の時間を要する。これまでの7年にわたる淀川水系流域委員会の活動があったにもかかわらず、今の基本方針が策定された経緯を考えると、河川整備基本方針を修正するのはなかなか難しい。これは、今期の流域委員会では一切議論されていない。

(以上)